

第7章 計画の推進方策

- 第1節 推進体制
- 第2節 進行管理

第1節 推進体制



1-1 市民・事業者

本計画の着実な推進を図るため、以下の推進体制を構築して運用を図ります。

■市民

市民は、市民の取り組みを積極的に推進していくとともに、行政が行う施策や事業に協力します。

また、地域組織や市民活動団体などでの活動に参加し、市民自治の意識を高めていくことが望まれます。

■事業者

事業者は、事業者の取り組みを積極的に推進していくとともに、行政が行う施策や事業に協力します。

また、近年では企業の社会的責任（CSR）の考え方のもと、積極的に環境保全活動を行っている事業者も多く、これらの活動を拡大していくことが望まれます。

■地域組織・市民活動団体

地域には自治会・町内会や子ども会などの組織があります。このような地域組織では、現在、既に美化活動などの環境保全活動が行われており、今後も環境保全や環境教育の場としても活躍が期待されます。

市民活動団体・NPOは、専門的な立場から環境保全活動の推進に当たって主導的な役割が期待されます。

1-2 行政

■（仮称）静岡市環境基本計画評価委員会

第2次環境基本計画が定める基本方針及び基本目標に即して、目標達成に向けた施策の推進を図ります。

また、計画の進捗状況について、市の施策・取り組みを中心に把握して公表、点検・評価、見直しなどを行います。

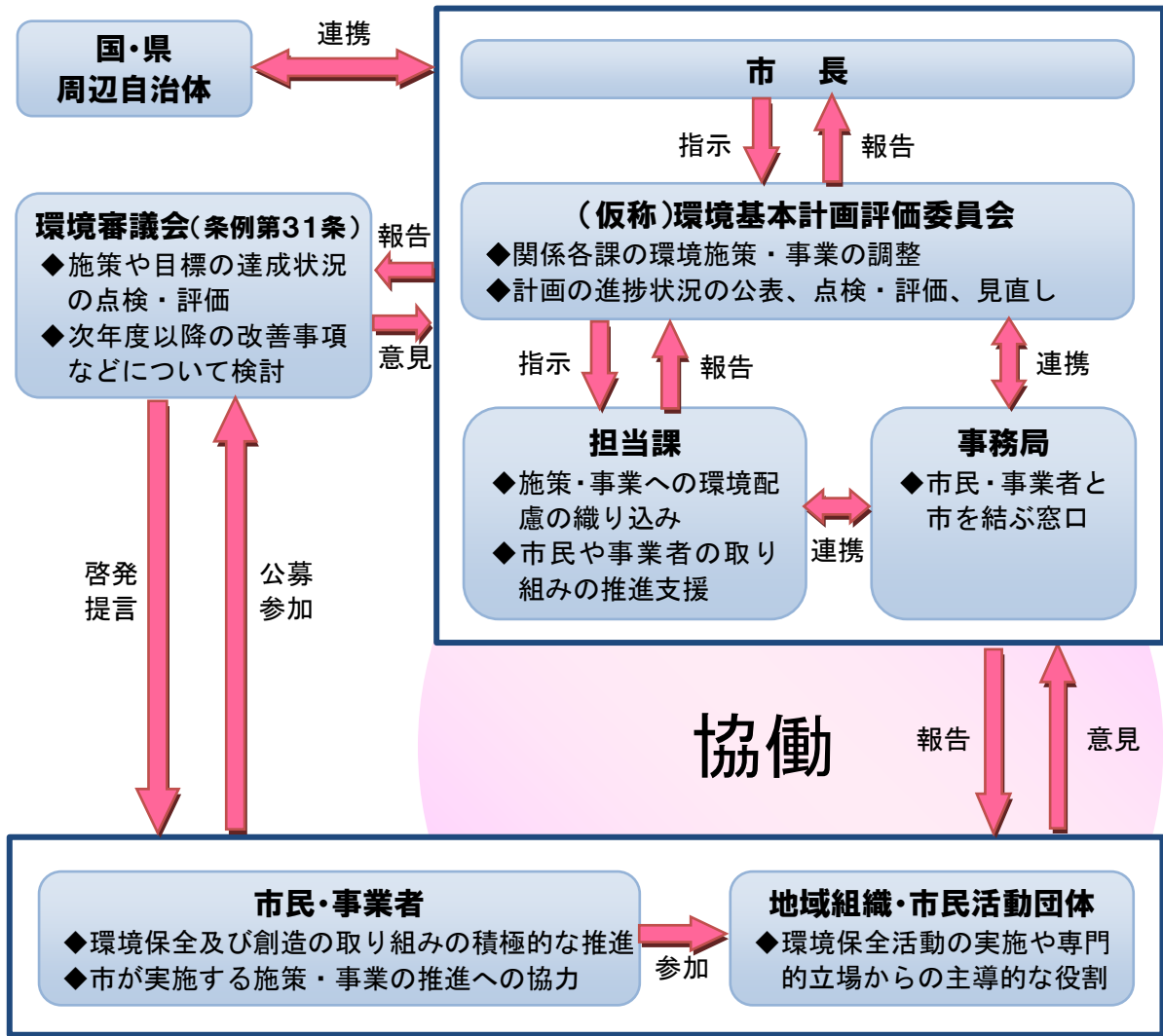
■担当課

環境部門のみならず、市民生活・経済・都市計画などの各部門において各種施策や事業を実施します。事業実施の際には、環境への配慮を行うことによって、市の施策・取り組みを着実に推進していきます。また、市民や事業者の取り組みに対する支援などを積極的に行います。

1-3 環境審議会

■静岡市環境審議会

第2次環境基本計画の点検・見直しなどの進行管理は、「（仮称）静岡市環境基本計画評価委員会」からの報告を踏まえ、条例第31条に基づく静岡市環境審議会が行います。



推進体制のイメージ図



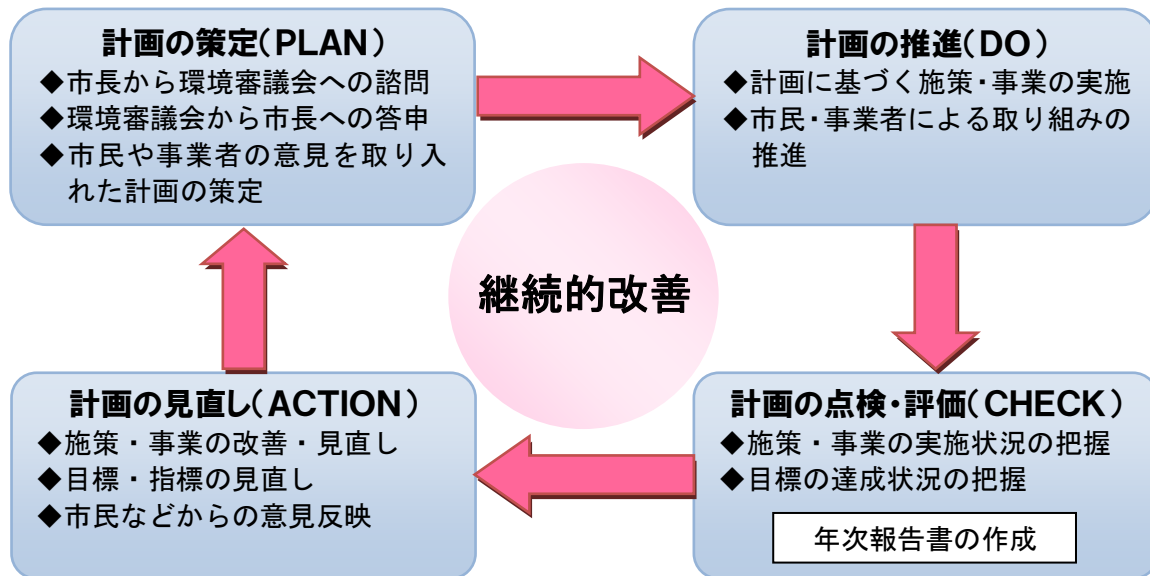
第2節 進行管理



計画を着実に推進していくためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。ここでは、計画の進行管理の方法について示します。

2-1 環境マネジメントシステムの活用

第2次環境基本計画の着実な推進を図り、効果的な進行管理を行うため、環境マネジメントシステムの活用を図ります。これにより、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。



PDCAサイクルによる継続的な改善

2-2 年次報告書の公表

第2次環境基本計画の進捗状況は、条例第12条に基づき作成します。環境の保全に関する施策の実施、評価などを明らかにした「年次報告書」を通じて公表します。

また、ホームページを活用した公表や、広報紙による概要の報告なども積極的に実施します。

2-3 調査・研究の推進

環境保全に必要な施策の推進には、環境の状況の把握、変化の予測など、地球環境を含めた調査研究が必要です。このため、市内に立地する大学、民間企業などとの連携による調査・研究などを推進します。

2-4 広域連携などの推進

環境問題の中には、地球環境問題への対応など本市単独の取り組みでは解決できないものが少なくありません。したがって、国や県との連携を一層強化していくとともに、広域的に対処すべき環境問題への対策強化などを引き続き要望していきます。また、本市の環境保全を推進するために、国や県の進める環境施策に協力していきます。

さらに、周辺自治体や先進的な取り組みを行っている全国の自治体などとの積極的な情報交換を行うとともに、連携が必要な環境問題についての協力体制を構築していきます。